

カードによるお支払い限度額の設定等について

カードによるお支払い限度額の設定について

このたび鶴来信用金庫では、当金庫キャッシュカードでのATMの「お引き出し」について、口座ごとに1日のお支払い限度額を50万円とさせていただきました。

実施日 平成17年9月12日(月)
対象カード 当金庫各種キャッシュカード
当金庫各種カードローンカード

50万円を超える現金のお支払いにつきましては、窓口で通帳とお届印により受付いたします。

カードによるお支払い限度額は、お取引店窓口にお申し出いただき変更手続きを行うことにより、200万円までの範囲で個別に設定することもできます。

キャッシュカードの管理及び暗証番号について

キャッシュカードは、預金通帳やお届印と同様に大切なものですので、厳重に管理してください。その際には、ご本人であることを示す各種書類(運転免許証・パスポート等)とは別々に保管してください。

万一、キャッシュカードが盗まれたり紛失した場合や身に覚えがない取引が記録されている場合には、すぐにご連絡ください。

他人に推測されやすい暗証番号は避けてください。

現在「生年月日」、「電話番号」、「住所の地番」、「連続する番号」等を暗証番号に使用されている場合は、他の暗証番号への変更をお勧めします。

ATM使用時、推測されやすい暗証番号(生年月日や電話番号、同一番号等)を使用しているお客様へ警告メッセージがATM画面に表示されます。

暗証番号は、お客様が自由にATMで変更できます。(ただし、推測されやすい番号へは変更できません。)

キャッシュカードに暗証番号を書き記したりしないでください。

暗証番号を記載したメモや暗証番号を推測される手掛りとなるものはキャッシュカードと別々に保管してください。

暗証番号は、他人に絶対に知られないように十分ご注意ください。

当金庫職員などが、店舗外や電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。
不審な点がある場合には、すぐにお取引店にご照会ください。

以上